

**※重要※ 必ずお読みください**

## 変更点及び注意事項

《R8.3.25 版》高松市個別予防接種（成人用肺炎球菌・带状疱疹）

### 1 別添「高松市成人用肺炎球菌・带状疱疹予防接種の実施について」

令和7年度から内容を一部変更しておりますので、御一読いただき、対象者や注意事項等を御確認の上、定期予防接種を実施してください。

### 2 带状疱疹定期予防接種の対象年齢について

令和7年度は101歳以上の方も対象でしたが、令和8年度から令和11年度は対象外です。

### 3 成人用肺炎球菌定期予防接種に使用するワクチンについて

令和8年度より、定期の成人用肺炎球菌予防接種に使用するワクチンが沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンに変更となります。23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンは定期予防接種に使用するワクチンから除外されるため、御注意ください。

### 4 成人用肺炎球菌予防接種の予診票および自己負担金額について

令和7年度の対象者にお届けしている予診票は、66歳の誕生日の前日まで使用可能です。23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン用の予診票であっても御使用いただけますので、予診票の再発行は必要ありません。

使用するワクチンの変更に伴い、令和8年度の自己負担金額が3,100円に変更になりますので、御注意ください。

### 5 予防接種の実施報告について

4～7月実施分については、実施月のみ実施報告書を御提出ください。8月～翌3月実施分については、毎月実施報告書を御提出いただく必要があります。実施が0件の場合でも、実施報告書の提出が必要となります。（実施が0件の場合のみFAXによる提出も可能）

また、実施報告書の様式を一部変更しておりますので、別添「高松市成人用肺炎球菌・带状疱疹予防接種の実施について」の記載例を参考に御記入ください。

### 6 令和7年度分の実施報告書・予診票の提出期限について

**令和7年度接種分の最終提出日：令和8年4月10日（金）（必着）**

※ 期限を過ぎた場合、費用の支払いができませんので、御注意ください。